

令和5年度第3回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和5（2023）年8月19日（土） 午前9時30分から午前11時30分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（49名）、市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者： 第23区区長

会議内容

- 1 区長会長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 議題

区長会長 本日の区長会は、1時間半の予定で進めさせていただく。終了後には、前回の意見交換会の内容を踏まえ、意見交換会を実施する。

会議開始にあたり、議事の説明、区長の皆様の質疑は簡潔明瞭にお願いします。

【区長への周知】

（1） 令和5年度「市民と議会との対話集会」開催のお知らせ

区長会長 議題1：「令和5年度『市民と議会との対話集会』開催のお知らせ」について説明を求める。

多治見市議会 議題1（資料1）

事務局（広報 10月19日から10月27日にかけて、今年で14回目となる令和5年度「市民と議会との対話集会」を開催する。テーマおよび日時は資料を参照願う。資料裏面にテーマの詳細を記載している。

- ・総務常任委員会では「市役所のこれからのカタチ」として行政のデジタル化について
- ・経済建設常任委員会では「公共交通」について
- ・厚生環境教育常任委員会では「すべての子どもに学びの居場所を」として不登校対策について

参加者と車座で話をしたいと考えている。対話集会への参加をお願いします。また、各地区回覧用のチラシを、広報9月号配付時に送付するのでご協力を願う。

区長会長 議題1「令和5年度『市民と議会との対話集会』開催」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長・町内会長への周知】

（2） 地域課題等に対する意見交換会の開催希望について

区長会長 議題2：「地域課題等に対する意見交換会の開催希望」について説明を求める。

秘書広報課 議題2（資料2）

地域が抱える課題や市政一般をテーマとした意見交換会について、開催を希望する場合は区でとりまとめるうえ、別紙・開催希望書を秘書広報課へ提出願う。開催希望書の提出期限は9月15日としているが、12月開催希望の場合は9月末頃までに提出してもらえば対応する。

区長会長 議題 2 「地域課題等に対する意見交換会の開催希望」について、質問はあるか。
区長 質問なし。

(3) 多治見市全域をサポートできる保護司確保のための候補者紹介のお願い

区長会長 議題 3 : 「保護司確保のための候補者紹介のお願い」について説明を求める。

多治見保護区 議題 3 (資料 3)

保護司会

「社会を明るくする運動」の協賛金について、各区より協力をいただき、無事開催することができた。本日配付のウェットティッシュを市内小中高すべての児童・生徒に配ることができた。市長をはじめ地域の区長他、多くの方に街頭啓発の協力をいただいた。

年間活動結果については、年度末にあらためてお礼と会計報告を申し上げる。

本日は、市内全域をサポートできる保護司確保のための候補者紹介をお願いする。保護司とは法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、罪を犯した人の立ち直りを助ける活動を行う。保護観察者の面接・見守りや、刑事施設・少年院からの退所者がスムーズに社会復帰できるよう環境調整を行っている。また、「社会を明るくする運動」として犯罪予防活動を展開している。小中学校では薬物乱用予防教室を開講し、犯罪予防や更生保護について伝えている。

多治見保護区では定員 39 名のところ 36 名で、欠員が 3 名生じている。欠員の補充に加え、75 歳定年制により保護司の入れ替わりもある。一人でも多くの候補者が得られればありがたい。保護観察や環境調整で保護司が対応している件数は月あたり概ね 18 件程度で、現在の 36 名で充足しているように見えるが、市内各所において平均的に保護司がいることが望ましい。地域のことをよく知る区長の皆様には、青少年活動に関心のある方やボランティア意識の高い方をご紹介いただきたい。ご紹介いただいた方には、詳細について保護司会が出向いて説明させていただく。

資料裏面に現在の保護司 36 名が記載されている。地域により人数に偏りがある。陶都中学校区は人数が多いが、小泉・南姫中学校区は少ないので特にお願いしたい。根本、北栄、共栄小学校区の方があればありがたい。

区・町内会の会議等で説明いただく場合、必要があれば保護司会から出向いて説明させていただくので、ぜひ協力をお願いする。

区長会長 議題 3 「保護司確保のための候補者紹介のお願い」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長への作業・提出依頼】

(4) 自主防犯ボランティア団体表彰制度について (依頼)

区長会長 議題 4 : 「自主防犯ボランティア団体表彰制度」について説明を求める。

くらし人権課 議題 4 (資料 4)

多治見市では自主防犯ボランティア団体表彰制度を設けて、地域社会に貢献する団体の功績を称えている。令和 5 年度の表彰候補となる団体を、区長の皆様から推薦していただきたくお願いする。該当団体があれば、「自主防犯ボランティア団体 表彰推薦調書」を記載のうえ活動写真 2 枚を添えて、くらし人権課まで提出いただきたい。推薦調書の提出期限は、10 月 27 日 (金) とする。

表彰候補となる団体は、防犯活動に 3 年以上継続的に取り組んでおり、過去 10 年間に表彰を受けていないことを条件とする。別紙 1、「年度別被表彰者一覧表」に記載された団体のうち、平成 24 年度以前に表彰を受け、現在も継続して活動している団体は再度

表彰対象となるので確認していただきたい。

被表彰団体は多治見市生活安全推進協議会が審査・決定、結果はボランティア団体代表者に案内のうえ1月または2月に開催する多治見市生活安全推進協議会で表彰する。

区長会長 議題4「自主防犯ボランティア団体表彰制度」について、質問はあるか。
区長 質問なし。

【区長・町内会長への作業・提出依頼】

(5) 令和5年度社会福祉事業協力金(日赤社資・社協会費・共同募金)のお願いと取りまとめについて(ご依頼)

区長会長 議題5:「社会福祉事業協力金のお願いと取りまとめ」について説明を求める。

多治見市社会 議題5(資料5)

福祉協議会 区長各位には、日頃より社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社の活動にご理解ご協力をいただき感謝する。本日お願いする三つの協力金は、福祉事業推進のための貴重な財源となっているので、本年度もご協力いただくようお願いする。

市役所福祉課

配付資料削減のため資料5に記載のQRコードを読み取っていただくと、資料5ページ以降のチラシ資料を閲覧することができるようにした。従来通り紙の配布物を希望する場合は申し出ていただきたい。

協力金は、1.日本赤十字事業、2.社会福祉協議会事業、3.共同募金事業に活用する。あくまで任意であり強制ではないが、金額の目安は3事業合計で950円。取りまとめ期限は10月31日(火)まで。納入は、東濃信用金庫若松支店、陶都信用農協川南支店の窓口へ直接持参いただくか、添付振込用紙で振り込み願う。添付の振込用紙の使用で振込手数料が無料となるよう金融機関の協力をいただいている。協力金を社会福祉協議会へ持参される事例があったが、社協が振り込むと振込手数料が発生する。面倒ではあるが金融機関窓口まで足を運んでいただきたい。

区長会長 議題5「社会福祉事業協力金のお願いと取りまとめ」について、質問はあるか。

区長 資料では、協力金は区と町内会の両方で支払うような印象を受けるがどのようか。

多治見市社会 協力金は、区で一括して納入していただいている自治会と、町内会ごとに納入していただいているところがある。納入方法はどちらかを選んでいただければよく、両方から支払っていただくという意味ではない。

区長 赤い羽根共同募金で、以前は「赤い羽根」をもらえたが、現在は配付しないのか。

多治見市社会 「赤い羽根」は平成16年の区長会において、配付に手間がかかるので配るのを中止することになった。希望を申し出ていただければ配付する。学校や街頭での募金活動の際は、羽根のシールやバッジにかたちを変えて継続配付している。

(6) 令和6年度地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出について

区長会長 議題6:「地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出」について説明を求める。

くらし人権課 議題6(資料6)

第2回区長会議でも説明した通り、令和6年度に地域集会所施設整備等補助金の活用を予定している場合の対応について説明する。

当該補助金の活用にあたっては、前年度に自治会から事業計画書を提出していただき、それを踏まえて市が補助金予算を確保して、翌年度に自治会が改修工事を行った後に、補助金を受けるという流れになる。

別紙1の3ページに記載の通り、令和5年度から7年度までは補助率等の拡充期間と

なっている。また、これまでは、

「工事完了→工事代金を全額支払い→領収書を提出→補助金を交付」であったが、
「工事代金の請求書の提出→概算払いで補助金交付」が可能となった。

補助金の概算払いを希望する場合は、くらし人権課に相談願う。

令和6年度に改修等を予定されている区・町内会については、9月29日（金）までに、事業計画書と必要書類一式をくらし人権課まで提出いただきたい。別紙1に事業計画書の記載例・添付書類・補助率・補助限度額について、別紙2に改修の具体例および質問の多い事項を記載しているので確認願う。

今回提出される事業計画書を踏まえて令和6年度予算要求を行う。工事の実施が正式に決まっていない場合でも、実施の可能性がある場合は計画書の提出をお願いする。なお、計画書の様式については、くらし人権課ホームページにも掲載している。

区長会長 議題6「令和6年度地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

(7) 令和6年度コミュニティ助成事業の募集について

区長会長 議題7「令和6年度コミュニティ助成事業の募集」について説明を求める。

くらし人権課 議題7（資料7）

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益による社会貢献事業のひとつとして行っているコミュニティ助成事業について案内する。

助成事業の内容は多岐にわたるが、特に自治会運営に関連する事業として1. 一般コミュニティ助成事業、2. コミュニティセンター助成事業、3. 自主防災組織育成助成事業、4. 青少年健全育成助成事業の4点を中心にお知らせする。

「2. 共通事項」に、必要要件、留意事項等を掲載している。イベントで使うテントや机の購入希望、防災資機材拡充等でこの助成事業が活用できる場合があるので、検討いただきたい。

別紙1に各助成事業の概要、担当課連絡先等を記している。別紙2には令和5年度の実施要綱を添付している。別紙3では、令和5年度の岐阜県内助成金決定状況を挙げている。これらの資料を確認いただき、助成事業の活用を検討される場合は、それぞれの担当課へ相談いただきたい。

区長会長 議題7「令和6年度コミュニティ助成事業の募集」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

(8) 令和6年度防犯カメラ設置事業補助金の手続きについて（依頼）

区長会長 議題8「防犯カメラ設置事業補助金の手続き」について説明を求める。

くらし人権課 議題8（資料8）

防犯カメラ設置に対する補助制度について説明する。

犯罪抑止などを目的に、令和6年度に防犯カメラの設置を計画している区・町内会があれば、9月29日（金）までに①実施計画書、②見積書、③位置図の提出をお願いする。

この補助制度は令和6年度が最終年度なので、来年度に防犯カメラ設置を計画している場合は必ず提出していただきたい。補助率は補助対象経費の2分の1、補助上限額は1団体1年度あたり60万円となっている。設置台数の制限はないが、防犯カメラ1台につき15万円が補助上限額となる。なお、防犯カメラの設置箇所が異なれば、令和5年度・

6年度と連続で申請することもできる。

設置費用は機器の性能・設置方法等によって異なるが、概ね1台あたり20～30万円程度と聞いている。維持費は、カメラ本体やSDカードに保存する場合で年間3～4万円程度、インターネット回線を利用して保存する場合、年間11万円程度かかる。

資料は、区・町内役員会等で利用できるよう役員人数分を封筒に入れて配付している。また、会場後方に防犯カメラ取扱事業者のカタログ等を用意しているので、お持ち帰りいただきたい。計画書の様式は、多治見市ホームページに掲載している。

なお、事件発生時の迅速な捜査に寄与するよう、防犯カメラの設置箇所のほか、防犯カメラを設置した区・町内会名、設置を予定している区・町内会名について多治見警察署に随時情報提供するのでご了承いただきたい。

区長会長 令和5年度の実施分についても、今から手続きすることは可能なのか。

くらし人権課 今年度実施分については金額によるので、見積書を用意のうえ相談してほしい。

区長会長 議題8「防犯カメラ設置事業補助金の手続き」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

(9) 令和6年度防犯灯LED化補助金活用計画書の提出について(依頼)

区長会長 議題9「防犯灯LED化補助金活用計画書の提出」について説明を求める。

くらし人権課 議題9(資料9)

令和6年度までに限り実施している防犯灯LED化補助制度について、令和6年度に活用する予定の区・町内会があれば、事業計画書及び見積書を9月29日(金)までに提出いただきたい。

補助制度の概要としては、補助率2分の1、補助限度額は防犯灯1灯あたり2万円。

各区の防犯灯の現在の状況を調べた表を配付している。令和4年度、5年度にLED化工事が終了した防犯灯も反映している。資料1ページ目の右上の数値がLED灯以外の防犯灯の数を表している。市内の約1万灯の防犯灯の内、約220灯がLED化されていない。補助制度は次年度で終了するので、補助金を活用して防犯灯をLED化するのは今回が最後の機会となる。十分検討のうえ計画書を提出いただきたい。

また、今年度予算が残り70万円程度あり今年度の実施も可能である。区・町内会で予算取りができ、今年度実施したいと考えている区・町内会があれば早めに相談いただきたい。これについては先着順で対応する。

区長会長 議題9「防犯灯LED化補助金活用計画書の提出」について、質問はあるか。

区長 幹線道路などに設置されている街路灯のLED化については、この手続きで対応してもらえるのか。

くらし人権課 道路の灯火には、道路照明灯と防犯灯の2種類がある。道路照明灯は、市道の場合は道路河川課が設置・管理している。防犯灯は、地域からの要望により防犯目的で設置したもので、区・町内会に管理をお願いしている。したがって、電力会社から自治会に電気料金の請求があるものが防犯灯であり、これが今回の補助対象である。

区長 現在把握している防犯灯数は、配付資料の数よりも多いが、どうしてか。

区長会長 配付した資料は令和3年度に提出いただいた資料により集計しているので、現状とは多少の違いがある。詳しくはあらためて、くらし人権課まで問い合わせしてほしい。

また、早期にLED化された防犯灯は、既に老朽化が進んでいると考えられる。区長会では今回の助成事業終了後のあらたな取り組みとして、過去に助成を受けて設置した防犯灯の改修・交換等についても補助が受けられるよう、市に働きかけていきたい。

(10) 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成事業の推進方針について

区長会長 議題 10 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成事業の推進方針について、はじめに高木市長からお話しをいただく。

市長 平素は、地域の防災活動や災害弱者への対応に尽力いただき感謝する。現在、多治見市では災害弱者の命を守るための対策として、避難行動要支援者名簿を区長はじめ地域の皆様に配付し、平時の見守りから有事の避難支援に活用いただいている。この名簿は全国すべての自治体で作成され同様に運用されているが、近年の災害では高齢者や障がい者等の弱者が犠牲者となることが多い。この状況を解消するために法制化されたのが「個別避難計画」である。多治見市では、個別避難計画をどのように作成していくのか、1年以上の時間をかけ、皆様から意見をいただきながら議論を重ねてきた。

市は計画対象者の個人情報がある程度持っており、それを用いて機械的に個別避難計画を埋めていくことも可能だが、そういうやり方で計画を作成しても意味がないと考える。災害時に、市職員、消防、警察職員等が地域に出向き、要支援者全員に避難指示、支援を行うのは難しい状況である。やはり近隣にお住まいの皆様の力をお借りするしかない。このような考えから、多治見市では個別避難計画の作成を区の皆様をお願いすることで実効性を確保し、質の高いものとする方針で進めていきたいと考えている。

区長の皆様には大変ご負担をおかけすることになるのは十分承知しているが、どうかご理解、ご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

区長会長 議題 10「避難行動要支援者に係る個別避難計画作成事業の推進方針」について、説明を求める。

企画防災課 議題 10 (資料 10)

はじめに、制度の経緯について説明する。

近年の災害では高齢者や障がい者等、避難行動要支援者に被害が集中している。国は、その対策として「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」を制度化した。東日本大震災でも多くの高齢者や障がい者が犠牲になったことを踏まえ、災害時に自力で避難が困難な高齢者や障がい者の方を名簿化した避難行動要支援者名簿を義務化している。それ以後の災害でも高齢者や障がい者の犠牲者が大半を占める状況は変わっておらず、国はその状況を踏まえて避難支援の実効性を確保するため、避難行動要支援者の具体的な避難支援の概要をまとめた個別避難計画の作成を制度化した。先に市長から説明があったとおり、多治見市では個別避難計画作成の努力義務化にともない事業方針を議論した。その結果、単に個別避難計画を完成させることが目的ではなく、個別避難計画という手段を用いて要支援者が助かる可能性をいかに高めるかが重要という結論に至っている。

市では避難行動要支援者に関する情報がある程度保有しているため、個別避難計画の記載事項を機械的に埋めることは可能であるが、それでは避難行動要支援者名簿と何ら変わらない。実際に災害が発生したとき避難支援ができる可能性があるのは、近隣住民や普段から要支援者となつた方である。助けられる方と助ける可能性のある方が顔を合わせ、相談して決めた計画だからこそ生存率を高めることができると考える。災害時に市職員が現場に出向いて避難支援をすることはできないので、避難行動要支援者が助かるチャンスを高めるためには、区・地域の皆様の力が必要である。

[関係者の皆様へ多治見市からのお願い]

個別避難計画はすべての避難行動要支援者について作成することが理想だが、市内には避難行動要支援者が約 8,500 人いることから、災害リスクの高い地域に居住する方

ら順にひとつでも多くの計画作成を進め、救われる命を増やしていきたいと考える。たとえ空欄のある計画であっても、関係者が顔を合わせて一緒に考えた計画は、災害時に必ず役に立つと考えている。また、計画作成の過程を通じて、避難行動要支援者と地域の関係者、支援者同士のつながりが生まれ、平時からの見守りなど地域の共助をさらに高めていただけると考えている。

このような方針のもと事業を進めていくので、関係者各位には多大な負担をおかけするが、ご理解、ご協力をお願いしたい。

[個別避難計画作成事業の協議]

1. 協議の内容 避難行動要支援者名簿のうち該当者の個別避難計画の作成事業について、当該要支援者の属する区が主体となって協議を実施していただきたい。実施にあたっては、企画防災課を中心に福祉課、高齢福祉課がサポートし、地域の民生児童委員等にも協力を求めていく体制で進めてゆく。

2. 区ごとの計画作成対象者数 避難行動要支援者名簿には 8,500 人の方が登録されている。そのうち、まずは浸水被害や土砂災害の危険がある地域にお住まいの方が今回作成する個別避難計画の対象者となる。資料の表の、色掛け部分が区、横に記載の数字が災害の危険のある区域にお住まいの該当者数である。対象者が 0 のところもあれば、100 人を超えるところもある。市内で約 1,600 人（支援者名簿の約 20%）を対象に進めていこうと考えている。

3. 計画作成の進め方 個別避難計画作成の手引きに基づいて説明する。手引き P.8～P.9 を見ていただくと、実際に作成していただく個別避難計画が掲載されている。書面には、氏名、住所、同居家族、かかりつけ医、利用中の福祉サービス、緊急連絡先、避難支援等実施者、避難時配慮事項、避難所情報等として避難時にどのような経路を使うかという地図を記載する。この中には、かかりつけ医や利用中の福祉サービス、自宅での寝室の位置等、聞きだしにくい項目もあるが、今回の計画では避難支援等実施者の項目が一番重要である。個別避難計画を作成するにあたって、P.9 枠外但し書きの 2 行目に記載がある通り、避難支援等実施者自身やその家族の安全が前提のため、災害時の避難行動支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等実施者など関係者は、法的な責任や義務を負うものではない。P.11 中段に記載があるように、避難支援等実施者は計画作成者に対して避難情報の伝達や避難の手助けをしていただく方である。災害時に必ず避難支援を行うことを義務付けるものではない。避難支援等実施者自身が被災者となることもある。まずは自分と自分の家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で支援をお願いするものである。

避難支援等実施者の選定にあたって、まずは計画書作成対象者本人の状況を一番よく分かっている家族や親族を検討していただく。家族や親族が疎遠などの理由から避難支援等実施者に設定することが難しい場合は、近所の会社や住人、普段から利用している福祉サービス事業者等から、適切な人がいないか検討のうえ設定していただく。

避難支援者にやっていただくことは、災害時の避難支援（P.13 枠内）に記載の通り、避難行動要支援者を安全な場所に避難させることもあるが、罹災家屋に取り残されていないか等の安否確認も避難支援に含まれる。平時の避難支援としては、災害発生時に迅速な避難支援が行えるよう、避難訓練の実施や見守り活動を行う。

4. 区にお願いしたいこと 令和 5 年度については、第 22 区をモデル地区として個別避難計画を作成いただき事業完了している。今回、区長会の了承が得られれば、個別避難計画事業について、区役員や民生児童委員等の関係者に広く周知することを目標に進め

ていきたい。そのうえで、令和6年度～7年度で個別避難計画の作成を進めたいと考えている。令和5年度に区ごとの個別避難計画の説明会を開催して、準備の整った区から順次着手していきたい。説明会を聞いたが、準備が整っていないので1年経過してからというような区の要望があれば、状況にあわせて進めていく。

事業の流れ(P.6)としては、①個別避難計画の事業説明会開催、②事業引き受け体制の構築、③区による事業引き受けの意思決定を経て、区と市の間で「個別避難計画作成業務委託契約」を締結する。その後、市から個別避難計画対象者リストをお渡しして、区・町内会役員会議等へ市担当者が出向き、事業の進め方や計画書の作成方法を説明する。さらに区と民生児童委員との連絡会議を開催いただき、民生児童委員の協力を得て個別避難計画対象者への訪問を実施していただく。個別避難計画書作成が完了したら、市に提出いただき、市から区へ委託料をお支払いするというのが事業の流れとなる。

区にお願いしたいことは、①市と業務委託契約を締結すること(計画対象者1件当たり7,000円の委託料を区に支払う。委託料の使途は問わない。)、②計画対象者の計画書作成業務を町内会長等に割り振ること、③計画作成の進捗状況を管理し、取りまとめること、④計画作成会議を開催すること、⑤多治見市民生児童委員協議会および区担当民生児童委員との連絡調整、などである。

5. 事業実施に当たってのQA

① 個別避難計画は、町内会に属していない方についても作成する必要があるかという点については、作成していただきたいと考えている。町内会に属さない要支援者こそ、災害時に孤立する可能性が高く、被害を受ける恐れが高い。計画作成過程を通じて、平時からのつながりをつくり、災害時の支援につなげたいと考えている。

② 避難支援等実施者は、責任が生じて選定が難しいのではないかとこの点については、避難支援等実施者は要支援者に対して避難情報の伝達や避難の手助けをしていただく方だが、災害時に必ず避難支援を行うことを義務付けるものではない。避難支援等実施者自身が被災者となることもある。まずは自分や自分の家族の安全を確保したうえで、声掛け等、可能な範囲での支援をお願いする。

③ 要支援者によっては、計画書のすべての記載項目を埋めるのが難しいという点について、仮に項目を完璧に埋めることができていない個別避難計画であっても、要支援者と地域の支援者の方が顔を合わせて一緒に考えた計画内容やその作成過程が、災害時には必ず役に立つと考えている。

④ 計画には個人情報が多く含まれているので、取り扱いはどのようにしたらよいかという点について、個別避難計画の作成事業に関わる方には、災害対策基本法の規定により秘密保持義務が課せられる。これに違反しても罰則はないが、紛失等はもちろん、避難支援に関係のない方へ情報が漏れることのないよう、管理には十分注意いただきたい。

⑤ 作成後の個別避難計画は誰に提供されるのかという点について、個別避難計画の情報は、要支援者本人と家族、避難支援等関係者(避難支援等実施者、区、民生児童委員、警察、消防等)に提供される。個別避難計画は、必要な範囲で避難訓練等でも利用することができる。

⑥ 個別避難計画は今回作成して終わりではなく、定期的な見直し更新が必要という点について、記載情報の正確性を確保するため、定期的な見直しを行うシステムを検討している。正式な方針は決まっていないが、今後2年間で危険地域にお住いの1,600人について計画作成し、そこで明らかになった課題等を踏まえて要支援者8,500人の計画作成に結びつけていきたい。

6. 第 22 区での取り組み事例

第 22 区のモデル事業では、民生児童委員の協力を得ながら約 6 か月で個別避難計画の作成事業を完了した。22 区の場合は、計画作成する要支援者が 59 名あり、そのうち作成に同意した方が 37 名、施設入所や転居、死亡等で計画作成不要となった方が 22 名、実際の計画作成数は 37 件であった。

区の皆様には多大なご負担をおかけするが、避難行動要支援者の方々が助かるチャンスを高めるためには、皆様の協力がどうしても必要である。今回の説明では不足ということであれば、次回の区長会議であらためて説明させていただく。

区長会長 第 22 区長

モデル事業に取り組んだ第 22 区より、話を聞かせていただきたい。

昨年、企画防災課より個別避難計画モデル事業の依頼があった。町内会長会議にて作成方法等を検討し、対応は福祉委員や班長がおこなうことも考えたが、最終的には、日頃から訪問活動に精通している民生児童委員に協力をいただいて実施することになった。

実施に当たり、旗振り役は強いリーダーシップを発揮しなければならないが、根本地域民生児童委員の会長は非常に協力的であったため、作業を行う体制づくりがスムーズに運んだ。実施に際しては、町内会長と該当する民生児童委員の 2 名にて、アポ取り、訪問、ヒアリングをおこなった。訪問する 2 名には色々なことを聞き取りしてもらい、聞き取りメモを取りまとめて計画書を作成する作業は区で受け持った。さらに、仕上がった計画書を再度対象者に確認してもらい、サインをもらって完成とした。

今回、区によっては計画対象者が 100 名を超えるようなところもあり、その他の事情も様々だと思うが、それぞれの区にあったやり方をじっくり検討して進められると良いかと思う。

区長会長 区長

本日の説明や第 22 区の話を受けて、質問、意見はあるか。

- ① 4 月区長会で配付された避難行動要支援者名簿に記載されている方の中で、住まいがハザードマップにかかっている 1,574 名が今回の個別避難計画作成事業に該当するという理解でよいか。
- ② 事業実施すると意思表示をした区から順番に実施するのか。その際は、町内会長会議等の場へ企画防災課が出向いて説明をするなど、市がサポートしてくれるのか。
- ③ この事業は、区長、町内会長の力だけではできない。民生児童委員の協力がなければ実施は難しいが、区によっては民生児童委員との付き合いが薄いところもある。民生児童委員の協力が確実に得られる体制を、市の働きかけで整えていただけるのか。
- ④ 地域の災害弱者の支援は自治体にとって重要な課題であるが、企画防災課等の説明を聞いて非常に難しい印象を受けた。区が計画作成事業を進めるうちに、いろいろ問題が出てくると考えられるが、その都度、市の手厚いサポートが受けられるのか。

企画防災課

- ① 個別避難計画作成対象者は質問にあったとおりである。本日配付したハザードマップの浸水地域や土砂災害警戒区域として色分けされている地域にお住いで、避難行動要支援者名簿に記載されている方が今回の作成対象者となっている。
- ② 作成事業は実施を決めた区から順に進めていく。実施に当たっては町内会長会議等に企画防災課が出席して事業の進め方を説明し、計画書作成のサポートを行っていく。
- ③ 個別避難計画作成事業を進めるにあたっては、市役所内部の連携体制として企画防災課と福祉課、高齢福祉課の 3 課が連携して進めていくよう体制を整えている。民生児童委員の協力については、高齢福祉課を通して要請する。
- ④ サポート体制について、委託契約を締結したら、後は区に任せっきりというつもりは一切ない。第 22 区のモデル事業でも色々な課題が出てきている。各区の事情によっ

でも課題は変わってくると思われるが、それらを一緒に解決しながら進めていきたいと考えている。

区長 区の取り組みとしては、まず何から始めたらよいか説明してほしい。
企画防災課 計画作成の手引き P.6 をご覧いただきたい。まずは、事業説明会の開催をお願いする。その際、市職員が同席して説明させていただく。そのうえで町内会長会議等に諮っていただき、この事業を受けるかどうかを決定していただきたい。

区長 区としては、まずは市役所担当者を招いて説明してもらおうということか。
企画防災課 その通りである。区で説明会を開催していただき、市担当者から説明をおこなう。
区長会長 区にお願いしたいことの(2)に「計画作成業務を各町内会長に割り振る」とあるが、具体的な対象者が分からなければ、個々の町内で対応する対象者数も分からない。対象者の資料をなるべく早く出していただきたい。

区長 以前も、今回と同様の支援者名簿作成に取り組んだことがあったが、今回は実効性のある資料を作るという点で賛成である。

次の段階では個々の対象者氏名が分かる名簿を開示してもらえるのか。

企画防災課 10月開催の区長会議に間に合うよう、区ごとの対象者リストを準備して区長に配付できるように進めていく。

区長 10月の区長会議を待っていると先になるので、できるだけ早期に区・町内会役員への説明会を実施したいが、その際には個別の対象者リストを用意していただきたい。

企画防災課 早期に対応する。

区長会長 区長の皆様は、次回区長会議までに、課題や疑問点について企画防災課等に質問しておいていただきたい。本日のところは、この議題については以上とさせていただきます。

【お知らせ】

区長会長 「お知らせ」と「その他」の説明を求める。

くらし人権課

- ・第4回区長会総務会／10月6日（金）午前9時30分～ 市役所本庁舎2階大会議室
- ・第4回区長会議／10月21日（土）午前9時30分～ 産業文化センター5階大ホール
- ・岐阜県自治連絡協議会 研修大会 11月10日（金）土岐市民プラザ

本協議会は、岐阜県内各市が加盟する協議会。年1回持ち回りで研修大会を開催。例年は区長会から代表メンバーが出席。今年度は土岐市で開催のため、全区長に案内する。

- ・区長会視察研修 11月22日（水）午前8:30集合出発 17:00～交流会（松正）予定

東海環状自動車道の整備にともない、岐阜県美濃エリアの各自治体は企業誘致に力を入れている。今回の視察研修では、海津市の企業誘致事例の見学とあわせ自治会の取り組みについても話を聞き、多治見市の企業誘致事例についても見学する予定である。なお、当日のバス代負担は不要。帰着後、松正で交流会を開催予定だが、参加の場合は飲食代金として6,000円をご負担いただく。

【その他】

くらし人権課 12時までの予定で意見交換会を実施する。前回の意見交換会の報告を配付しているので、これを踏まえて話し合いを進めていただきたい。

区長会長 以上をもって第3回区長会議を終了する。

【会議終了後の意見交換の実施について】

区長会事務局 5分間の休憩後、校区単位をベースとした意見交換会を実施する。

以上